

## 花火禁止重点区域の指定について

「快適な市民生活の確保に関する条例」の改正により、7月1日より海岸部の公園が「花火禁止重点区域」に指定され、迷惑花火が終日禁止となりました。

### ■ 快適な市民生活の確保に関する条例とは

市民の平穏で清潔な日常生活の維持について必要な事項を定めることにより、快適な市民生活を確保することを目的とするもので、この条例では夜間花火、空き缶等のポイ捨て、路上喫煙、犬の糞の放置、深夜騒音などについて定められています。

### ■ 花火禁止重点区域の指定について ～経緯・目的

- ◇ 迷惑花火とは、使用場所や使用方法によっては近隣の迷惑となるものです。具体的には打ち揚げる・飛翔する・回転する・走行する・爆発音を出すものなどで、吹き出し花火や線香花火などの柄付き花火は対象となりません。
- ◇ これまでも、午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間、公共の場所での迷惑花火は禁止されていました。
- ◇ しかし、特に人が集まる場所では時間を問わずに迷惑花火が行われ、大声や騒音などの迷惑行為や、花火ごみが散乱するなどの被害が後を絶ちませんでした。
- ◇ このため、迷惑花火を終日禁止できる区域、すなわち花火禁止重点区域を指定できるよう条例を改正し、これらの被害が集中する地域を指定したものです。
- ◇ 具体的には、海岸部の公園である甲子園浜海浜公園、御前浜公園および西宮浜総合公園を指定しました。

### ■ 周知の方法など

- ◇ 市政ニュース（6月25日号）、市ホームページに掲載しています。
- ◇ 現地に啓発看板などを設置しています。
- ◇ 啓発ポスターを作成し、市内のホームセンター・コンビニエンスストアなどの量販店、中学校・高等学校・大学に配布しました。
- ◇ 夏休み期間中は毎日、夏休み前後は土日祝日に、午後 7 時 30 分から翌日午前 3 時 30 分まで警備員による巡回を行い、啓発するとともに迷惑花火を行っている場合は注意をします。

### ■ 罰則について

- ◇ 中止の命令に従わない者に対し 5 万円以下の罰金に処することができます。

### ■ その他

- ◇ 手持ち花火などは禁止ではありませんが、確実な消火およびゴミの処分をお願いします。

以上

# ◆花火禁止重点区域◆

